

森記念奨学金奨学生選考基準書

- ・ 出願する年の4月現在、日本国内の大学第1学年以上、大学院修士課程または博士課程に在学している者
但し、当年度9月に卒業する者は除く。
- ・ 食品科学に関する分野を専攻、研究している者
- ・ 経済的に学業の継続が困難と認められる者
- ・ 心身ともに、修学に支障がない健康状態であると認められる者
- ・ 学業成績、人物ともに優れている者
- ・ 指導教員等の推薦する者

経済的困難者は以下の家計基準により判断する。

なお、主たる家計支持者とは、父母がいる場合は父母双方、父母がいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者のことをいう。

● 給与所得者の世帯（年間の収入額）

- (1) 世帯人数が3人以下の場合、主たる家計支持者の収入の合計が800万円以下であること
- (2) 世帯人数が4人以下の場合、主たる家計支持者の収入の合計が900万円以下であること
- (3) 世帯人数が5人以上の場合、主たる家計支持者の収入の合計が1000万円以下であること

● 給与所得者以外の世帯（年間の所得金額）

- (1) 世帯人数が3人以下の場合、主たる家計支持者の所得金額の合計が480万円以下であること
- (2) 世帯人数が4人以下の場合、主たる家計支持者の所得金額の合計が540万円以下であること
- (3) 世帯人数が5人以上の場合、主たる家計支持者の所得金額の合計が600万円以下であること
- (4) 家計支持者が2名の場合、資産額が2000万円未満、家計支持者が1名の場合、資産額が1250万円未満であること

※主たる家計支持者が給与所得者と給与所得者以外の混在する場合は総合的に判断する。

- ・応募者多数の場合は、
 - ①経済的状況から学業の継続が困難である可能性が高いと認められる者を優先して、奨学生に採用する。
 - ②研究内容や専攻している学問の内容を配慮し、食品科学の発展に資すると考えられる者を優先して、奨学生に採用する。
 - ③より多くの大学、大学院から奨学生を採用できるように配慮する。

以上